

年金を受給されている皆様へ

平成21年10月から年金からの特別徴収（天引き）が開始されます

年金受給者の増加に伴い、公的年金分の市民税・県民税について、年金受給者の納税の利便性を図るため公的年金分の税額を市の窓口や金融機関に出向くことなく、納付できるようにする制度改正です。

なお、納付方法の変更のみで、新たな税額が発生するものではありません。

対象者は？

平成21年4月1日現在、65歳以上で公的年金を受給し、公的年金分の市民税・県民税の税額がある人です。介護保険料を年金から特別徴収されていない人、特別徴収税額が老齢基礎年金等の額を超える人は対象となりません。

いつから？

平成21年10月以降に支払われる老齢基礎年金等から実施され、社会保険庁などで特別徴収（天引き）されます。

どういふに納付するの？

特別徴収される市民税・県民税額は、公的年金に係る税額のみです。1期、2期については、普通徴収の方法により納付し、平成21年10月以降に支払われる年金から特別徴収（天引き）されます。

また、平成22年4月、6月及び8月については、平成22年2月分と同額を仮徴収させて頂き、平成22年度の納税通知により、10月、12月及び2月に支払われる年金からの特別徴収税額を変更します。

参考例

公的年金収入が200万円ある65歳の人の場合

平成20年度までの納付方法

	納期	各期の納付額
普通徴収	1期	13,300円
	2期	12,000円
	3期	12,000円
	4期	12,000円
合計年税額		49,300円

平成21年度からの納付方法

	納期	各期の納付額	年金の支給月	徴収額
普通徴収	1期	12,700円	10月	8,200円
	2期	12,000円	12月	8,200円
	3期	0円	2月	8,200円
	4期	0円		
	①合計		24,700円	②合計
①+②（合計年税額）				49,300円

公的年金分の税額の1/2を1期と2期で納付します。

1期、2期で納付した残りの税額を年金から特別徴収します。

65歳未満で公的年金と給与収入がある人へ

65歳以上の人の市民税・県民税が年金から特別徴収（天引き）される制度の改正によって、65歳未満の人の公的年金に係る市民税・県民税については、給与からの特別徴収（天引き）ができなくなりました。

公的年金に係る市民税・県民税については、納付書又は口座振替により納付をお願いします。

▶ ④税務課 (☎64・3145)

家屋調査にご協力を

現在、平成22年度の固定資産税・都市計画税の課税の基礎となる家屋の評価額を決定するため、新築・増築分の家屋調査を行っています。

固定資産税・都市計画税の課税対象である家屋は、1月

1日現在の所有者に対して課税することになっています。

そのため、平成21年中に建物を新築・増築されたり、取り壊されたときは市税務課資産税係までご連絡ください。

長期優良住宅新築時の固定資産税の減額について

平成21年6月4日から平成22年3月31日までに「長期優良住宅」として行政庁の認定を受けた住宅を新築された場合、家屋の固定資産税が減額される措置が創設されました。

耐火住宅の場合、新築後7年間。
●減額範囲Ⅱ家屋の固定資産税(120㎡相当分)の2分の1を減額

●要件Ⅱ居住部分の割合が家屋全体の床面積の2分の1以上で、かつ、床面積が50㎡以上(賃貸共同住宅の場合は40㎡以上) 280㎡以下の「長期優良住宅」として認定された住宅

●申請方法Ⅱ新たに固定資産税が課税される年度の1月31日までに、申告書及び認定通知書の写しを市税務課資産税係まで提出してください。

●減額期間Ⅱ2階建て及び平屋建て住宅の場合、新築後5年間。3階建て以上の中高層

▼詳しくは、市税務課資産税係(☎64・3146)、
(新)地域振興課(☎75・0251)、
(旧)地域振興課(☎72・2525)、
(御)地域振興課(☎322・1001)へ

情報公開と個人情報保護制度の実施状況

平成20年度の公文書公開と個人情報開示の状況をお知らせします。

◎情報公開制度

事項	件数	
開示請求	8	
処理状況	開示	4
	部分開示	4
	不開示	0
	その他	0
不服申立て	0	

◎個人情報保護制度

事項	件数	
開示請求	2	
処理状況	開示	0
	部分開示	2
	不開示	0
	その他	0
訂正請求	0	
利用停止請求	0	
不服申立て	0	

▶情報推進課 (☎64・3203)

100歳おめでとう
いっしょにいます



林 廣治さん (御津町)
明治42年5月9日生まれ

ふるさと応援寄附金をいただきました。

ありがとうございました。

平成21年4月中にご寄附いただいた方々

氏名	金額
株式会社ダイエー竜野店 様	61,819円
匿名 2件	32,000円
計 3件	93,819円
平成21年4月末日 までの寄附金合計	3,493,584円

あなたの寄附金が、
ふるさと「たつの市」のまちづくりに生かされます。
ぜひ、あなたも「たつの市」のまちづくりに参加を!

「ふるさと応援寄附金」の詳細は、企画課までお問い合わせください。(☎64・3141)